

## 第5回和歌山地方裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

平成17年5月27日(金)午前10時から12時まで

### 第2 開催場所

和歌山地方裁判所第一会議室

### 第3 出席者

#### (委員)

宇田川力雄, 岡久幸治, 岡本 浩, 笠野喜久雄, 清原雅代, 坂口慶直,  
豊田泰史, 中 弘, 中谷つた, 前田淳子, 樋口裕晃, 樋田 毅, 三吉 修  
(五十音順, 敬称略)

#### (事務担当者)

井上博雄, 甲藤雅世, 井野口攝

#### (庶務)

藤田康夫, 小切俊昭

### 第4 議題

- 1 意見交換
- 2 次回の予定等

### 第5 議事〔発言者/ : 委員長, : 1号委員(学識経験者), : 2号委員 (弁護士), : 3号委員(検察官), : 4号委員(裁判 官), : 事務担当者又は庶務〕

- 1 開会
- 2 新任委員紹介
- 3 委員長選出

委員長選出について裁判所としては, これまでの運営を踏まえて的確な情報  
提供, 資料等の準備を継続していくために引き続き所長を選出していただき

い旨説明して、所長である岡久委員が委員長に選出された。

なお、2号委員から、委員会の運営にも慣れたことから1号委員が委員長に就任してもよいのではないかとの意見が出された。

#### 4 委員長就任あいさつ

#### 5 議事

- ・ 「裁判員制度の広報について」を協議テーマとする。
- ・ 井野口刑事首席書記官から、「公判前整理手続と裁判員候補者選任手続」について説明がなされた。
- ・ 裁判員制度のビデオ上映（約40分）
- ・ 井上事務局長から、和歌山検察審査会における審査員の出頭状況等について説明がなされた。

#### 6 意見交換

ビデオを見て、裁判員制度に関する感想、イメージ等をお聞かせいただきたい。

裁判所からロータリークラブに裁判員制度の説明に来ていただいた。

ビデオによる広報は有効であるが、ロータリークラブでは時間が30分しかないことから、ビデオをさらに20分くらいに編集してもらい、貸し出してもらえるとありがたい。

先日ロータリークラブから招待があり説明に伺ったが、今後、学校への出張講義などができるかどうか検討している。

ビデオでは淡々と裁判が進行したが、実際には、裁判員に対する守秘義務や人を裁くことに対する裁判員の心理的負担があるのではないか。裁判員の心のケアができる環境整備や裁判員として裁判に参加したという満足感を得られるような配慮はどのようになされるのか。

裁判員に対する量刑に関する資料の出し方には難しいものがある。

資料の出し方によっては、裁判所が裁判員をミスリードする難しさがある。

ビデオでは、法廷用語を非常に分かりやすくかみ砕いて説明されており、実際の法廷でもそのように進めばいいなと感じた。

不安な点としては、ビデオのケースは事実認定には争いがなく殺意が論点になっており議論がし易かったように思うが、事実そのものを否認し無罪を主張するような場合、裁判員がどこまで真剣に議論に加われるのか、また、限られた短い期間内でできるのか、疑問である。

ビデオの裁判員は非常にレベルが高く、議論をいたずらにかき回す人もいなかったが、実際の裁判員として、そのような人が入った場合に議論をうまく進めることができるかと考えた場合、事案によっては裁判員の人数をもう少し増やすなどする必要があるのではないか。

事実認定に関しては、裁判員となる一般の人が、人の内面を価値判断するだけの観察力を有しているのか疑問である。人の内面あるいは刑法の評価に関わる規範的評価につながる認定はかなり難しい一面があり、裁判員制度が円滑に運用されるまでの間に、国民に対して、それをどのようにかん養していくかという点において、まだまだ大きな問題があると感じた。

一般の人が裁判官と同じような事実認定力を有しているのかということについては議論があるが、裁判員制度は国民のもっている常識、良識、経験を裁判に反映させるというのが制度設計となっている。多くの国民も不安を持っているだろうけども、自分にも裁判員が務まるんだというようになってもらいたいと思う。

議論はあるが、裁判官でなくても大丈夫というのが裁判員制度の前提であり、検察官、弁護士及び裁判所から裁判員対して、問題点について分かりやすく説明することになっている。実施までには何回か模擬裁判をやって検討を重ね、制度の趣旨に添った運用ができるようにと考えている。裁判所とすれば、充実した評議をするにはどうすれば良いかということが一番の関心事である。

裁判員制度の広報については、裁判所からロータリークラブでの説明や憲法週間行事としての模擬裁判などやっているが、将来を見据えた市民教育が必要だと思う。また、教育の現場では裁判員制度についての声が聞こえてこない。実施までの期間を考えると、今からピーアールすることが必要で、例えば、教育委員会と意見交換して学校で必ず裁判員制度のビデオを見ることにするといったような取組みをすればいいのではないか。

また、裁判員にとっては、当事者が発する言葉だけを表面的に捉えず、その実相を捉えることは非常に難しいという感想を持った。

ビデオの内容は、外部の事実から内心を推測するケースであったが、ビデオでもマネキンを使っていたように、法廷の中で事実を正確に判断できるような工夫を、弁護士や検察官にしてもらうようにすることも大きなテーマである。

高校生などに裁判員制度のビデオを見せると、制度を身近に感じてもらうことができると思う。会社などでは新製品を出すとコマーシャルを流すが、裁判員制度についてもドラマ化したようなものを常時流すようにして制度を身近に感じられるようにすることが大切であり、テレビの他にも新聞などの媒体を利用することも有効だと考える。

市町村の広報誌は各戸配布されており、広報としては非常に有効だと考える。以前に裁判所から各自治体に、裁判員制度について広報誌への掲載依頼に回ったとのことであったが、掲載されたのかどうか、依頼の後の検証作業も大切である。具体的な掲載例を示すことも、広報誌を作る方としては掲載しやすいかも知れない。

また、他機関と連携をもっと進めることが大切で、例えば、教育センターでの教師の研修テーマに取り上げてもらうなどはどうか。

あと4年で裁判員制度が実施されるのであるから、広報についても、どの時期にどのような広報が必要かという計画を立てて広報することが必要であ

ると考える。

一般の人にとっては今のビデオを見ても何のことか理解するのは難しいと思う。いくら制度の広報がされたとしても、裁判員として選任された人が、その広報によって十分職務を全うできるかということとは別である。

新聞報道が先行しているという事情もあり、一般の人が、無罪か有罪かを判断することは難しいし、未必の故意なども一般の人が判断するのは難しい。

制度についての広報も大切であるが、運用に当たっては、裁判官は、柔らかい言葉で分かりやすく裁判員に説明することが重要である。

ビデオは分かりやすい事案であって、実際にはもっと難しい事案もある。「裁判員制度と冤罪の落とし穴」という本が出されているが、素人の私たちが有罪か無罪かをどう判断するのか大きな課題であると思う。

私の職場で裁判員制度について聞いてみたところ、制度は知っているが、QアンドAに書いてあることばかり一同に質問された。裁判の制度は確立されているのに、今更なぜ素人が参加しなければならないのかとか、宗教や人権などが絡んでくると非常に難しくて落ち込んでしまうんじゃないか、と心配する人もいた。

実施まで、もう少し期間があるので、制度の広報については、職場などできっちりやっていくことが重要だと感じた。

月に1、2回実施している勉強会において、是非この裁判員制度の問題について提案したいと思う。弁護士会、検察庁、裁判所が一体となって広報することが大事であるが、特に裁判所長に先頭に立ってやってもらえれば、私たちも応援したい。

## 7 次回の予定等

次回を平成17年9月30日(金)午前10時に開催する。

協議テーマは、「裁判員制度について」とする。

## 8 閉会(12:00)